

## 東海第二原発の再稼働に反対しよう

### 東電は原電支援をやめて賠償にまわせ！／規制委は設置変更許可をするな！

原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

#### ◆首都圏唯一の原発・被災した老朽炉

茨城県東海村にある東海第二原発は東京から100キロほどの場所にある首都圏で唯一の原発だ。東日本大震災では津波で被災し、非常用ディーゼル発電機3台のうち2台が使えなかった。停止作業は綱渡りであった。福島第一原発と同じ沸騰水型であり、40年を超える老朽原発でもある。

#### ◆耐震計算書の提出が遅れている

現在、規制委・規制庁による審査が行われているが、40年を超えるため、通常の設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可に加えて運転期間延長認可を取得しなければならない。期限は40年目を迎える今年11月28日である。しかしまだ最初の設置許可すら取得できていない。

分量が最も多い工事計画認可について、耐震計算書の提出が遅れている。基準地震動が建設時の270ガルから1,000ガルに上がり、これを補強工事だけではなく、計算方法の変更によって、すなわち単なる数字合わせによって通そうとしているからである。規制委の山中氏は早く出すようにせかしているが、直ちに審査を打ち切るべきである。

#### ◆原電に「経理的基礎」はない

設置変更で引っかかっているのが「経理的基礎」だ。原電は原発専門の卸発電会社だが、所有する原発がすべて止まっており、電気をつくれない状況にある。そのため再稼働に必要な安全対策費約1,700億円が調達できないでいる。原電が債務保証による調達を表明すると、規制委は債務保証の意思を明らかにする書面を要求した。原電が東電と東北電に電気料金前払及び債務保証による支援を要請し、東電と東北電は支援の意思を書面で回答した。

しかし書面をよく読むと、「決定ではない」「法的拘束力はない」と記されている。気持ちはあるが現時点では支援の約束はできないとの内容になっている。規制委は許可すべきではない。

#### ◆東電は原電支援ではなく賠償にまわせ！

さらに問題なのは、支援を行う主体が東電であることだ。東電は経営再建企業であり、公的資金の注入により国有化され、廃炉や賠償による損失を国債発行による公的資金で手当てされ、損失を出さないように国に守られている。一方でADRの決定にも従わず賠償費用を値切っている。その東電が、多額の資金を電気料金前払により原電に提供し、東海第二原発の再稼働を後押ししようというのだ。そんなお金があったら苦しむ被災者の賠償にまわすべきだ。

#### ◆住民の意思は再稼働反対

3月末に原電と隣接5市で新安全協定が結ばれた。隣接市ではじめて再稼働に際しての同意を求める画期的な協定だ。周辺住民の意思が反対多数であることはすでに自治体の調査などで明らかになっている。茨城県内17市町で再稼働反対の意見書があがっている。30キロ圏の人口は96万人に達する。それだけの人たちを避難させる実効ある避難計画など立てようがない。いまある計画は単なる数合わせにすぎない。原電は破たんさせ、東海第二原発は廃炉にすべきである。